会議録

北島町議会

令和5年第3回定例会は、9月12日に開会され、9月26日に閉会いた しました。

町長提出議案として「議案第49号 専決処分の承認を求めることについて (専決第5号 令和5年度北島町一般会計補正予算(第3号)」など15議案、 諮問が2件、報告が4件、上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり 可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第5号 令和4年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和 4年度健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査 委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。 報告

報告第6号及び報告第7号 令和4年度北島町公共下水道事業会計及び北島 町水道事業会計に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付しましたので、その意見を付けて報告するものです。 報告

報告第8号 債権放棄の報告について

北島町私債権管理条例第17条第1項の規定により、北島町の債権について 放棄をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。報告

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和5年 度北島町一般会計補正予算(第3号))について

参議院議員の辞職に伴う補欠選挙の執行のため、選挙費を増額補正して専決処分を行ったので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出の総額を90億1,813万1千円とするものです。

承 認

議案第50号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に ついて

北島町監査委員について他の地方公共団体との報酬額の比較及びその職務内 容や職責を踏まえ、監査委員報酬を増額するよう改正するものです。**原案可決**

議案第51号から議案第55号 令和4年度北島町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北島町一般会計及び 各特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付 するものです。

議案第51号の一般会計歳入歳出決算については、

歳入総額 94億698万5,011円

歳出総額 89億504万7,999円

歳入歳出差引額は5億193万7,012円となり、これから翌年度へ繰り 越すべき財源を控除した実質収支額は、4億3,370万4,012円の黒字 決算となっております。

議案第52号の国民健康保険(事業勘定)特別会計歳入歳出決算については、

歳入総額 21億9,412万4,789円

歳出総額 20億2,248万9,440円

歳入歳出差引額、実質収支額とも1億7,163万5,349円の黒字決算 となっております。

議案第53号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、

歳入総額 3億4,326万9,921円

歳出総額 3億3,040万1,178円

歳入歳出差引額、実質収支額とも1,286万8,743円の黒字決算となっております。

議案第54号の介護保険(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算については、

歳入総額 19億5,037万1,028円

歳出総額 17億3,319万4,876円

歳入歳出差引額、実質収支額とも2億1,717万6,152円の黒字決算 となっております。 議案第55号の介護保険(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算については、

歳入総額 1,260万7,966円

歳出総額 1,148万4,960円

歳入歳出差引額、実質収支額とも112万3,006円の黒字決算となって おります。 認定

議案第56号及び議案第57号 令和4年度北島町公共下水道事業会計及び 北島町水道事業会計の利益の処分及び収支決算の認定について

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度北島町各事業会計の利益の処分を行うと共に、令和4年度北島町各事業会計収支決算につき地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

議案第56号の公共下水道事業の収益的収支は、1,313万1,792円の純利益を計上しており、当年度未処分剰余利益とし建設改良費に積み立てしております。

また、資本的収支においては、収支不足額1億660万9,627円を消費 税等資本的収支調整額、過年度及び当年度損益勘定留保資金で補填しておりま す。

議案第57号の水道事業の収益的収支は、1億1,898万1,867円の純利益を計上しております。

これにより前年度繰越利益剰余金、処分済利益剰余金と合わせ、未処分剰余利益は、1億8,951万2,807円となり、うち1億8,900万円を減債及び建設改良費と自己資本金に積み立て、残余を繰り越すものとしております。

また、資本的収支においては、収支不足額2億602万20円を消費税等資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填しております。

認定

議案第58号 令和5年度北島町一般会計補正予算(第4号)について

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,694万円を追加し、 歳入歳出の総額を94億5,507万1千円とするものです。

主な歳入については、地方創生臨時交付金6,343万円、前年度繰越金3億8,370万4千円を追加し、財政調整基金繰入金1億1,800万円を減額しております。

また、主な歳出については、商工費の物価高騰対策高齢者商品券配布事業補助金3,410万円、教育費の温水プール設備等改修工事費8,558万円、財政調整基金積立金1億9,185万3千円を追加しております。**原案可決**

議案第59号 令和5年度北島町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算 (第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,663万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,508万4千円とするものです。

歳入については、繰越金1億5,663万6千円を追加し、歳出については、 基金積立金5,000万円、諸支出金17万3千円、予備費1億646万3千円を追加しております。 原案可決

議案第60号 令和5年度北島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万8千円を追加し、予 算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,800万7千円とするものです。 歳入については、繰越金286万8千円を追加し、歳出については、諸支出金286万8千円を追加しております。 原案可決

議案第61号 令和5年度北島町介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算 (第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,717万6千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,443万6千円とするものです。

歳入については、繰越金1億6,717万6千円を追加し、歳出については、 諸支出金7,380万5千円、予備費9,337万1千円を追加しております。

原案可決

議案第62号 令和5年度北島町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について

第4条予算において、既定の国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金を750万円減額、企業債のうち、建設改良企業債を750万円減額し、資本的収入予算の総額を2億5,225万円とするものです。

また、既定の管渠建設費のうち、職員給与費を100万円増額、職員手当を77万円増額、法定福利費を73万円増額、設計委託料を1,500万円減額し、資本的支出の総額を3億6,937万6千円とするものです。**原案可決**

議案第63号 北島町道路線の認定について

開発道路(公共施設)設置基準に関する要綱に基づき設置された2路線について、公共施設として町道認定を受けようとするものです。 **原案可決**

一般質問

町政全般にわたる一般質問は、板東泰史議員、松田亮平議員、夷谷大輔議員、 梶哲也議員、佐々木紀子議員、中野真由美議員、増谷禎通議員で大要は次のと おりです。

板東泰史議員

(質問1)戸籍の読み仮名登録に伴い想定される問題について

国の法制審議会は、令和2年デジタルガバメント実行計画に基づいて、「戸籍法等の改正に関する要綱案」を2月にまとめた。現在は戸籍に記録されていない名前の読み仮名を登録することになった。全国民1億2千万人が対象で、期間は1年以内、届け出がなければ職権記載により、住民基本台帳か旅券の読み仮名を転記することになる。

1) 法務省の通達が届いてからの対応になると思うが、職権記載はどの程度の割合になると推定されるか。

(答弁) 藤田住民課長

令和5年6月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、戸籍法の一部改正に係る規定につきましては、本法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなりました。

この戸籍法の一部改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されました。このため、住民基本台帳をもとに作成された本籍地の市区町村からの通知により、今後定められる施行日より1年以内に氏名の振り仮名に関する届出をすることが可能となります。また、施行日から1年を経過した日までに届出がない場合は、本籍地の市区町村長が職権記載をすることとなります。

現状では、職権記載の割合を想定することは難しいですが、できるだけご本 人の意思確認をし、正確な記載となるよう、施行日が定められた後の早期に個 人通知できるよう努めてまいります。

(質問1)

2)俗にいう「キラキラネーム」の登録については、現場が柔軟に対応するこ

とになるが、「読み方として一般に認められているもの」という基準は誰の判断 になるか。

(答弁) 藤田住民課長

「読み方として一般的に認められているもの」とは、氏名として用いられる 文字の読み方として、社会において受容され、慣用されている読み方を意味す るものと考えられます。今後、法務省より具体的な事例等を含めた基準が通達 で示されることになっておりますので、それに沿って進めてまいります。

(質問2)学校教育と生成AIについて

G7広島サミットにおいて合意された「広島AIプロセス」を受けて、文部科学省は7月4日に「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」をまとめた。これは使用の禁止や義務付けではないが、一方でニューヨーク市の公立学校では使用が禁止されている。

1) 7月までに授業で生成AIの使用例はあるか。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

これまで本町の小中学校の授業において、生成AIを使用したことはございません。

(質問2)

2) 新学期よりガイドラインに基づいた利用を考えているか。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

新たなテクノロジーである生成AIは、飛躍的なスピードで進展しており、 教育現場においても、その使用について避けることのできない大きな流れであると認識しております。

先般、国の「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」等の発出を受け、生成AIの適切な活用に向け、町内の学校長会で共通認識を図ったところです。今後、教育活動のなかで生成AIを利用する際には適切に活用できるよう、学校とも協議しながら対応してまいりたいと考えております。

(質問3)関東大震災百年後の防災

関東大震災が起きて百年が経過した。各所で当時の記録に基づいた検証が改めて行われている。その結果、被災地に起こった問題のほとんどが今日でも起

こり得るとのことであった。特にネットが普及した社会においてフェイクニュースは容易に広まるようになっている。

1) 災害発生時に特化したネットニュースのリテラシーを高める防災教育はできないか。

(答弁) 大西危機情報管理課長

関東大震災が発生した当時、デマが原因により痛ましい事件が発生しました。この度、テレビ各局においても特集が組まれておりました。しかし、現在においても類似した騒動の事例も発生しているほか、AI技術の発達により画像のみならず動画までもが簡単に偽造できてしまい、それらの真偽の区別がつきにくいという状況にあるうえ、スマホの普及で情報の拡散力は凄まじいものとなっております。議員ご提案のとおり防災教育面から阻止することも必要ですので、県防災人材育成センターなどにも提案してまいります。

(質問3)

2)上記も含め、再来月実施予定の防災訓練時に関東大震災を取り上げた訓練や展示を行う予定はないか。

(答弁) 大西危機情報管理課長

先日、県立防災センターにおいて、防災の日に因んで関東大震災に係るパネル展示が行われておりました。その資料などを本町でも入手できないか打診し、 11月開催予定の町防災訓練で展示啓発を行うことを検討してまいります。

松田亮平議員

(質問1)こどもたちの学習スペースについて

1)本年6月議会の一般質問において、梶議員とともに町立図書館の空きスペースを活用した自習室の設置を要望させていただきました。その要望に対し、町立図書館の早急な対応のおかげで、まずは、この夏休み限定ではありますが、2階ハイビジョンシアタールームを自習室として設置し開放していただきました。開放日には私も梶議員と足を運び、状況を確認させていただきましたが、レイアウトや利用方法についてしっかりと作り込まれており、すばらしい自習室を設置していだいたと感じております。

館長をはじめ図書館職員の方々には、お忙しい中対応いただいたことに感謝

申し上げます。ありがとうございました。そこで館長にお聞きします。今回の 自習室開放に伴う利用者数と、現場で起こったトラブルや問題点、またアンケ ートを実施されておりますが、利用者の声などをお聞かせください。

2) また、今回の夏休みに留まらず、使用頻度が高まると予想される受験前や テスト前など、できる範囲で今後も自習室としての開放をお願いしたいと考え ますが、見解をお聞かせください。

(答弁) 亀井図書館・創世ホール館長

1) 2) 併せて、答弁させていただきます。

今年の7月、8月に、学校夏季休業中の16日間、自習室の開放を試験的に行いました。利用人数は、のべ167名、うち小学生が68名、中学生が77名、高校生6名、大学・一般が16名でした。期間中、特に大きなトラブルはありませんでした。

問題点としましては、机の位置により照度が異なり照明がやや暗く感じる方が全体の22.5%、また、会議用机を使用したため、机の広さがやや狭く感じた方が18%いらっしゃいました。

今後の開放につきましては、今回利用した方の66%がおおむね良かった、 良かったと回答しており、今後も自習室の開放を望むご意見も頂戴しておりま す。今回のアンケート結果を踏まえ、日程、場所、安全性などを併せて検討し てまいります。

(質問1)

3)続いて中学校の図書室についてもお伺いします。北島中学校の図書室には、 生徒が自習できるように既にレイアウトも施されております。中学校の図書室 も長期休業の際には、自習室として開放できるよう取組むべきと考えますが見 解をお伺いします。

もちろん図書室使用の用途として、様々な状況で活用されているのは承知しているところですが、例えば利用できる時間を区切ったり、対応人員を検討するなどの対策を練ったうえで、どうかという点をお聞かせください。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

長期休業中であっても、校内図書館を開放する場合、学校職員を配置する必要があります。教職員に休日出勤をさせることは学校における働き方改革にも

関わることであり慎重な協議が必要であると思っております。

以前にも試験的に実施したことはありますが、問題があったと聞き及んでおり、学校長とも問題点を協議し、実現可能か考えてまいります。

(質問2) 防災教育について

いつ起こるかわからないのが災害です。地震、台風、集中豪雨や火災時に備え、防災の知識を持っておくことは重要と考えます。災害時には、避難所でしばらくの間、生活を余儀なくされることもあります。しかし災害時にどこが避難場所でどこが避難所に指定されているかなど、知らない方もまだまだいらっしゃると思います。さらには様々な場所に防災対策用として整備されている備蓄物資等に関しての適切な使用方法などの知識がなければ、せっかく準備していても意味がありません。

そこで、学校教育の過程において、こどもたちにも防災に関する知識を知っておいてもらう必要があると考えます。せめて年に1度でもできる範囲で結構ですので、地元の自主防災会等の力をお借りし、PTAや教職員も参加し、防災教育の実施を検討していただきたい。実際に、避難所には学校が指定されています。学校を一番良く知っているのは生徒や先生たちです。避難してきた際に何をどのように使うのかを知っているだけで、大きな混乱は避けられると考えます。

また、登下校中など大人がいない時に災害が発生した場合など、こどもたちだけで判断せざるを得ない状況も考えられます。防災教育のもと、こどもたちにも考える力、判断する力を身に着けてもらいと思いますが、見解をお伺いいたします。

(答弁)大西危機情報管理課長

防災教育につきまして、各学校においてさまざまな取り組みが行われているようです。本年は南小学校から要望があり、危機情報管理課が学校に訪問して 4年生に防災関連のお話しをしました。また同校は別に防災センターの講師からも講義を受けたとのことで、現在の若い世代はかなりの知識を積んでいると思われます。

しかし、議員ご提案のとおり身の周りで知っておくべきことは多くあります ので、教育委員会と学校や関係団体との連携、またさまざまな機関からの支援 制度を活用しながら、総合的な防災対応力向上の取り組みを行ってまいります。

(質問3) ガバメントクラウドファンディングについて

北島町においても個人やチームでTNR活動を行っているボランティアがいます。TNR活動とはT(トラップ)→猫を捕まえる、N(ニューター)→不妊去勢手術をする、R(リターン)→元居た場所に戻すの頭文字をとった活動のことです。

これは野良猫が無秩序に増えることにより起こってしまう、猫の殺処分や遺棄、住民間のトラブルを未然に防ぐため、さらには猫が幸せに暮らしていけるようにという思いのもと、このような活動がボランティアで行われています。北島町は現在、不妊去勢手術に関してTNRを行っている方に、補助を出していただくなどの支援をされております。とてもありがたい支援ですが、猫に限らず犬なども、このような動物の保護活動をされている方々は、ほとんどが個人か少人数で活動されているのが実態です。一緒に活動していただけるボランティア人材不足に加え、資金不足というのが大きな課題となっております。私の知る限りでも、保護活動をされている方々は、ほとんどが個人のお金を持ち出しされ、活動しているのが実態です。

そこで、このような活動を町としてさらに応援、支援するために動物の保護活動を実施している方々に補助をする「ガバメントクラウドファンディング」を実施してみてはいかがでしょうか。私は、人にも動物にもやさしい北島町であってほしいと思いますが、見解をお伺いいたします。

(答弁) 中西まちみらい課長

ご提案のガバメントクラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税の対象となる自治体が行うクラウドファンディングであり、特定の事業に対する財源確保の手段として非常に有効なものであると認識しております。現在、すでに実施している「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金」での活用に向け、総務課と連携し、準備を進めているところであります。当面はこの「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金」で募集し、順次ほかの動物愛護施策への展開を検討していきたいと考えております。

夷谷大輔議員

(質問1)災害時のコンビニとの協定

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートのコンビニ大手3社には、災害対策基本法に基づく「指定公共機関」という役割があります。それは、災害時に自治体や国などからの要請に応じ、支援物資の調達や被災地への供給などが期待されていることを意味します。災害発生後、公共交通機関がストップし、自宅に帰れない「帰宅困難者」が発生すると予想されます。そんな事態に備えて全国のコンビニでは、コンビニと自治体との間に「帰宅困難者支援協定」が取り決められております。この協定に参加している店舗には「災害時帰宅支援ステーション」と記載されたステッカーが掲示されております。内容として、可能な範囲でトイレの貸出や水道水・道路情報の提供を行うこととされています。

そこで提案ですが、各コンビニと自治体の間に協定を結び、支援物資等の調達をしていただいてはいかがでしょうか。近隣自治体や協定を結んでいる自治体・事業者も大切ですが、近くのコンビニが一番早く物資を購入できると思われます。その他、実際にコンビニが災害時に行った支援には、店舗駐車場に仮設トイレを設置したり、携帯会社から貸与された急速充電器を設置し、携帯電話の充電サービスを行うなど数多くの支援の実績があります。また、車社会の徳島では車中泊避難される方も多いと思われます。その際、コンビニの駐車場を利用させていただくというのも大きな利点だと思われます。災害時、コンビニは必要不可欠であることから、協定を結ぶべきだと考えますが、町の考えをお聞かせ願います。

(答弁)大西危機情報管理課長

この度提示されたコンビニにおきましては、災害時における地域の救援支援活動を展開し、店舗を「災害時帰宅支援ステーション」とする協定を全国的に進めおり徳島県とも結んでおります。店頭にはそれを示すステッカーが掲示され、徳島県地域防災計画では、テレビ・ラジオで入手した被災情報、水道水、トイレ、休憩スペース、地域の避難所情報などの提供について可能な範囲で行うものとなっております。

これらのコンビニは、本町内各地に分散して立地しており、普段から地域の

生活を支える利便性の高い事業者の一つであります。しかし、各店舗の規模はコンパクトなものとなっておりますので、町との協定は検討事項とさせていただき、コンビニには今後もサービスの充実を図り、地域での復旧活動の一翼を担っていただきたいと考えております。

(質問2)熱中症対策

- 1)近年では、7月から9月にかけて全国的に35℃を超える猛暑日が続いており、徳島県でも35℃前後の日々が続いております。軽い熱中症から死亡に至るほどの事故も発生しております。以下の2点についてお聞きします。
- ①本町において、小中学校での体育の授業や部活動において、熱中症対策のガイドラインを作成していますか。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

現在、ガイドラインは作成しておりませんが、町内の各学校におきましては、 令和 5 年 4 月 2 8 日付で文部科学省より発出された「学校教育活動等における 熱中症事故の防止について」に沿って、熱中症警戒アラートが発表された場合 は、玄関の掲示板で周知を行うとともに水分補給を促し、暑さ指数 3 1 \mathbb{C} を超 えた場合は、クーラーの効いていない場所での運動を中止するなど、熱中症事 故の防止について適切に対応を行っております。

引き続き、熱中症の予防措置として教職員への啓発や児童生徒等への指導を 徹底することで、熱中症事故の防止に努めてまいります。

(質問2)

1)②熱中症弱者といわれている高齢者・乳幼児への対策・周知はできていますか。

(答弁)亀田地域包括支援センター所長

高齢者への熱中症対策・周知でございますが、地域包括支援センターでは、 町の高齢者実態把握調査で把握している独居高齢者や、介護予防支援を行って いる要支援者に対し、個別訪問時において、熱中症予防に関する周知啓発をし ております。

また、包括支援センターの保健師が地域の通いの場などに出向き、熱中症予防や熱中症の応急処置などに関する出前講座を実施しております。

(答弁)朝野子育て支援課長

乳幼児への熱中症対策・周知でございますが、赤ちゃん訪問や健診、各種教室時などで、保護者に乳幼児期の水分補給の仕方や体温調節等のお話しをしております。また、厚生労働省の熱中症対策のリーフレットを子育て支援課の窓口に設置しております。

(質問2)

2) クーリングシェルターの設置を提案します。クーリングシェルターとは、暑さをしのげる場所であり、公民館等の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として、市町村長が新たに指定できるとあり、熱中症特別警戒情報の発表期間中に重大な被害の発生を防止することが目的であるとされています。近年では、設置している自治体も多く、民間が提供している場合もあり、その場で経口補水液を提供しているところもあります。電気代が高騰している近年、電気代を抑えようと冷房設備の利用を控える人も少なくありません。暑さをしのげる場、みんなの憩いの場にもなり得るクーリングシェルターの設置をご検討していただきたいです。考えをお聞かせ願います。

(答弁) 藤髙総務課長

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数が増加傾向にあり、熱中症対策の強化は急務となっております。

議員ご提案のとおり、改正気候変動適応法の全面施行は令和6年の春頃とされており、その概要のひとつとして、指定暑熱避難施設制度の創設があります。 地域における熱中症対策を強化していくためには、住民への働きかけが重要で、 町としては多くの関係部署での連携対策が必要であります。

今後、町有施設においては、来年度にクーリングシェルターの設置ができる よう取り組みを進めたいと考えております。

(質問3)万博に向けての本町の取組

2025年、大阪・関西万博が開催されますが、世界各国から多くの来日が 見込まれており、空の便だけでなく、船での来日も予定されています。船での 場合には、小松島港にも寄港する予定です。開催地に行くには愛媛経由か、香 川経由、そして徳島経由のいずれかであります。最も近いのは徳島経由である ことから、県も精力的に動いておりますが、本町の取組はどうでしょうか。2 025年大阪・関西万博に向けて何か考えはありますか。お聞かせ願います。

(答弁) 中西まちみらい課長

ご質問にもありますように、徳島県および各DMOでは大阪・関西万博の開催をインバウンド誘致のチャンスと捉えており、関西広域連合の一員として、会場内に徳島県のパビリオンを設置し、徳島の魅力を発信するため、各自治体のもつ観光コンテンツのヒアリング等を行い、県全体での観光客獲得を目指しております。

本町におきましても、こうした県の取り組みに積極的に協力するとともに、 イーストとくしま観光推進機構などと連携しながら、北島町の魅力を発信し、 観光振興につなげていきたいと考えております。

(質問4)本町におけるDXのビジョン

令和2年12月、政府において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、令和5年6月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。このビジョンの実現には、各自治体の役割が極めて重要であります。本町でも少しずつではありますが、デジタル化が進んできておりますが、現在における取組と今後のビジョンをお聞かせ願います。

(答弁) 藤髙総務課長

本町のDXの取り組みといたしましては、昨年度までに、職員採用試験の受験申し込みの完全オンライン化、自治体用ビジネスチャットツール「LoGoチャット」の導入、LINEを活用した映画クーポン事業、「デジタル人材育成支援事業」の実施、「北島町手続きナビ」のサービス開始などを順次進めてまいりました。

今年度からは、県内初となる電子契約サービス「クラウドサイン」の導入、 子育て支援課における「赤ちゃん訪問時アンケート」、「妊娠8ヶ月頃アンケート」、「子育て応援ギフト申請」の電子申請システムの活用などの取り組みを開始しております。

本町におけるDXのビジョンにつきましては、基本的な考え方といたしまして、デジタルは人々のための手段であり、住民サービスの安全・安心で快適な実現を目指すべきものと認識しております。また、組織・制度・職員の変革を進め、住民ニーズの変化や将来的な人口減少や労働力不足にも対応すること、さまざまな取り組みを迅速に、そして段階的に始め、その質を向上させるため

の改善を重ねていくことが重要であると考えております。

(質問5)本町におけるゼロカーボンシティに向けてのビジョン

北島町では、「北島町総合戦略(第2期)」及び、「地球温暖化対策実行計画」等に基づき、二酸化炭素排出量を低減してきましたが、近年の猛暑や豪雨災害など気候変動は深刻さを増しており、これらは地球温暖化による影響によるところが大きいといわれております。このようなことから北島町は、今後、地球温暖化防止対策に、より一層取組むこととし2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を令和3年10月1日に行いました。当時の環境大臣のメッセージの中に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間が重要であるとし、このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があると書かれてあります。本町においての脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けた取組状況と、今後のビジョンをお聞かせ願います。

(答弁) 中西まちみらい課長

カーボンニュートラルに向けた取り組み状況としましては、昨年度には、これまで実施しておりました太陽光発電システムに対する補助事業に加えて、蓄電システムや電気自動車、省エネ住宅に対する補助事業を新たに開始し、住民の皆さまの脱炭素化に向けた支援を強化しております。また、環境省の補助制度を活用した『北島町再生可能エネルギー導入目標策定事業』を行い、町内の産業、エネルギー供給、金融関係企業や住民代表の方々と共に検討委員会を立ち上げ、本町の脱炭素化に向けたロードマップを作成いたしました。さらに、今年度におきましても環境省の補助事業を活用した公共施設等の再生可能エネルギー導入調査や住民の方々への温暖化対策に関するアンケート等を実施しております。

今後のビジョンとしましては、国の補助制度を効果的に活用しつつ、住民や 企業に向けた補助事業の拡充、公共施設等の再生可能エネルギー導入等に力を 入れ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

(質問6)本町における物価高騰対策について

令和5年3月に、「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が国

から交付され、8月16日付の徳島新聞に各自治体の主な物価高騰対策が記載されておりました。他の自治体は6月議会で予算化されておりましたが、北島町は空欄でした。今9月議会で予算化されますが、本町における交付金の使い道の内訳を住民の方に分かるよう説明をお願いいたします。また、なぜそれに使うようになったのかの理由も併せてお聞かせ願います。

(答弁) 中西まちみらい課長

今回の補正予算で、北島町プレミアム付き商品券事業補助金(2,335万円)と北島町物価高騰対策高齢者商品券配布事業補助金(3,410万円)を それぞれ計上しております。

プレミアム付き商品券事業補助金につきましては、コロナ前から実施しておりましたが、今回は商品券の発行金額を増額することにより、なるべく多くの住民の方に商品券を購入してもらうようにいたしました。また、換金手数料の軽減及び加盟店登録料の免除により、事業者が商品券事業に参加しやすい環境を整備いたしました。

北島町物価高騰対策高齢者商品券配布事業補助金につきましては、昭和23年4月1日以前に生まれた方に対して、1人あたり11,000円の商品券を配布し、高齢者の生活を支援していくものです。この事業はプレミアム商品券を活用して実施し、商品券郵送のために、郵送代160万3千円を計上し、ゆうパックにより商品券を対象者に配布する予定にしております。

さらに、学校給食費補助事業としまして当初予算で1,000万円を計上しており、これにつきましてはコロナの影響による原油価格高騰等による調理加工費の増額分に対して、保護者の負担を増額することなく給食を提供できるよう実施するものであります。

事業につきましては、限られた予算の中で効率的に実施できるであろうと思われる事業を関係各課で協議し選定いたしました。

梶哲也議員

(質問1)児童館の昼食について

1) 児童館登録児童の保護者の方より、長期休業中のお弁当作りが負担になっていると数多くの方よりお聞きしました。何らかの対応が保護者への負担軽減

になると考えます。現在、児童館での長期休業中の昼食は手作りお弁当以外の 対応を検討されていますか。ご見解をお伺いします。

(答弁) 森本社会福祉課長

児童館での長期休業中の昼食につきましては、登録児童の各家庭から弁当の 持参をお願いしております。

ただ、家庭のご都合により児童館へ弁当を持参することが難しい場合には、 弁当業者等からの配送受け取りも対応できる旨、保護者にご案内しているとこ ろであります。

今後は、弁当配送に対応出来る業者を検索し、対応可能であればお知らせする とともに、各児童館から配送弁当の受け取りについても可能である事について 保護者に対し再度ご案内をいたします。

(質問1)

2)長期休業中の児童館昼食をあらかじめ献立を決めて、希望者にお弁当で対応することが、給食センターに可能であるのか、お伺いします。

(答弁) 廣瀬給食センター所長

現在の給食センターは、平成元年に建てられ、約35年が経過し、老朽化もかなり進んでおります。

現在の衛生管理基準に基づき、長期休業を待って施設の修繕や整備、機器のメンテナンス等を行っており、この作業に膨大な手間と時間をかけざるを得ない状況であり、2学期以降も安心、安全な学校給食を提供できるよう、日々業務に当たっております。

長期休業中の児童館昼食をお弁当の形で対応が可能であるかとのご質問ですが、現在の給食センターの既存の設備や建物の問題だけでなく、検討すべき課題が多く、早期に対応することは難しいと考えておりますが、関係各課と協議してまいりたいと思っております。

(質問2)公共施設運営について

1) 本町には、図書館・創世ホールの多目的ホール・クリーンテニスコート・中央公園スポーツ広場など、貸出可能な公共施設が多く存在します。それらの施設を効率的に有効利用することが、住民の豊かな生活と本町の財政の健全化につながると考えます。

各施設の予約について、インターネットで検索すると、施設のホームページが存在するものや、外部サイトを通じて町のホームページアクセスするものなど、統一性がなく非常に分かりづらい状況です。予約は電話で良いと思いますが、予約状況、施設の説明などは、見やすいサイトを作成してはいかがですか。ご見解をお伺いします。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

現在、公共施設の予約は、施設ごとに予約方法が異なっておりリアルタイム での予約状況の表示はシステム上難しいと思われます。

YGKドームに関しましては、月単位の予約状況をホームページ上に公表して おりますので、体育施設関係につきましては、YGKドームと連携することで 同様の公表は可能であると考えております。実施に向けて北島町労働者福祉協 会と協議を行ってまいります。

(質問2)

2) 現在、ネーミングライツ事業は、北島北公園総合体育館と北島町温水プールのみですが、利用状況などから勘案すると、クリーンテニスコートも加えることを提案したいと考えます。ご見解をお伺いします。

(答弁) 藤髙総務課長

議員ご指摘のとおり、現在の北島町ネーミングライツ事業実施要綱では、北島北公園総合体育館と北島町温水プールの2施設が対象施設となっております。

令和3年9月より北島北公園総合体育館はネーミングライツに関する契約により愛称を「YGKドーム」としております。残る温水プールにつきましては、まだ決まっておりませんので、今回ご提案いただいたクリーンテニスコート等も含めて、ネーミングライツパートナー企業、町民、北島町それぞれにとってメリットになり、地域活性化にもつながるようネーミングライツ事業の範囲を検討したいと考えております。

(質問3)庁舎内のトイレについて

建設から50年余りが経ち、老朽化が目立ちます。特に町民からは、トイレ が使いにくいとのご指摘をいただいています。庁舎の建替、大規模改修の計画 も進まない中、対策は必要ではないかと考えます。

バリアフリー化は、経費の面から考察しても得策ではありませんが、床の乾

式化、便器の洋式化、手洗い、照明、入口の改修など行ってはいかがですか。 1階・7階など住民の訪れる階層については、早急な対応をお願いしたいと思います。ご見解をお聞かせください。

(答弁) 藤髙総務課長

庁舎トイレにつきましては、ご指摘のとおり老朽化が進行しているほか、1 ~4階はトイレに至る動線に階段があり、バリアフリー化についても課題があると認識しております。

ご提案のトイレの改修につきましては、財政状況等も勘案しながら、現状に応じた必要な箇所での改修や庁舎の建て替え等の選択肢も含め、その方向性を幅広いご意見を踏まえ、検討してまいります。

(質問4)チューリップフェアでの取り組みについて

- 1) 今年も、春先に開催されたチューリップフェアですが、町内外から大勢の来場者があり、夏祭りとともに本町の名物イベントであります。近年では、顔出しパネルを設置するなど工夫を凝らしていますが、来場者への本町の魅力アピールが不足していると感じます。来年度は、特設ブース・出店などを設置してはいかがですか。ご見解をお伺いします。
- 2) チューリップ検定を独自で製作し、広報・観光ツールとして活用してはいかがですか。

(答弁) 中西まちみらい課長

1)、2)併せて、答弁させていただきます。

チューリップフェアでは、コロナ以前は会場でステージイベントも開催していたこともあり、フェアを盛り上げるためには、ご提案の特設ブースや出店の設置も含めた企画が必要であると認識しております。隣地に分譲地ができるなど環境の変化はありますが、実施できるよう考えてまいります。

また、チューリップの特性を活かしたチューリップ検定等の実施につきましても、コンテンツの一つになり得ると考えますので併せて検討してまいります。

(質問4)

3) 現在は、県外から調達しているチューリップの球根を、町民に栽培してもらい買い取るシステムを構築できないか、ご見解をお伺いします。

(答弁) 中西まちみらい課長

チューリップの球根は、花が散った後に収穫することで、翌年も花を咲かせることが可能となっておりますが、極端に花が小さくなる、そもそも花が咲かないといったことが頻繁におきるため、チューリップフェアの品質を確保するためには、これまで同様、専門業者から購入する方が確実であると考えております。

(質問5)公式LINEの今後の活用方法について

令和より運用を開始し、徐々に機能を充実していき、必要な人に、必要な情報を提供し、情報を得やすくなってきていますが、より機能を充実していただきたいと考えます。

最近では、マンナンバーカードの休日窓口の開設・町民運動会の開催など、町報を見ない方にも有益な情報発信がありました。しかし、町民運動会は地区対抗による順位の決定を廃止し、気軽に参加可能な内容となりながら、いざLINEで公式サイトを確認すると、申込が必要であり、メール・電話・直接担当課へ申込となっており、公式LINEでは、参加申込が完結できませんでした。このようなことができる機能を拡充できないか、ご見解をお伺いします。

(答弁) 藤髙総務課長

徳島県電子自治体共同システム(電子申請サービス)を利用して各種行政手続きをインターネットで行うことができます。

電子申請サービスにおきまして参加申込フォームを作成し、当該フォームへの リンクをLINEにて配信することで、スマートフォンでの申込完結が実現で きるものと考えております。

電子申請サービスの利用につきましては、現在、子育て支援での利用を重点 的に進めているところですが、徳島県電子自治体共同システム所管の危機情報 管理課と連携し、全部署での利用促進に努めてまいります。

なお、個人情報保護の観点からLINEそのものに個人情報を収集する申請機能の追加は考えておらず、先述のようにLINEからのリンクにより電子申請サービスへ遷移することでスマートフォンでの申込完結の充実を目指してまいります。

佐々木紀子議員

(質問1)熱中症対策・クーリングシェルター設置について

熱中症対策を強化するため、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が、本年4月に参議院本会議で可決・成立した。 具体的には、熱中症の危険が高まったと予測された場合、現状では「熱中症警戒アラート」を発表して注意を呼びかけている。

2024年度以降施行の、この改正法では同アラートの役割を明記し、さらに危険が迫ったことを告げる「熱中症特別警戒アラート」を新設するものである。これに伴い特別警戒アラート発表時には、「クーリングシェルター」の制度も創設することになった。これは法的には、「指定暑熱避難施設」と呼ばれ、公民館など、冷房設備を有する等の要件を満たす施設が該当となる。市町村長が、「クーリングシェルター」として指定すると、特別警戒アラート発令中、その施設は一般に開放され、暑さをしのげる場となる。環境省は、設置要件について冷房設備は必須であるが、新たな職員の配置や特定の設備を求めるわけではない。指定された各施設の開館時間に応じて開放するのが良いとし、自治体に新たな負担を強いない考えを発表している。熱中症による救急搬送者数や死亡者数が増加傾向にある近年、本町においても、試験的導入から取組んでみてはどうか。

(答弁) 藤髙総務課長

気候変動の影響により、国内の熱中症による死亡者数が増加傾向にあり、熱中症対策の強化は急務となっております。

議員ご提案のとおり、改正気候変動適応法の全面施行は令和6年の春頃とされており、その概要のひとつとして、指定暑熱避難施設制度の創設があります。 地域における熱中症対策を強化していくためには、住民への働きかけが重要で、 町としては多くの関係部署での連携対策が必要であります。

今後、町有施設においては、来年度にクーリングシェルターの設置ができるよう取り組みを進めたいと考えております。

(質問2)第2子保育料の負担軽減策について

現在、北島町が導入している多子世帯への保育料負担軽減施策は、国のこど も・子育て支援新制度に基づき、世帯で2人以上のこどもが同時に就学前施設 に在籍した場合、第2子の保育料を半額にすることと、第3子以降の保育料を 無償化するとしている。これは、令和元年10月に3歳以上の保育料が無償化 された時、2歳未満の利用者に対し、第2子以降も同時に就学前施設を利用す る多子世帯が、過剰な負担とならないよう施された制度であると認識している。 また、これに加えて本町独自の軽減制度として、18歳未満の児童が3人以上 いる世帯において、第3子以降にあたる児童は無償としている。

仮に「0~2歳児の保育料の無償化」を本町独自で先行した場合、年間約6 千200万円の財源が必要になってくるとの調査結果も出ている。そこで次の 2点にわたりお伺いしたい。

①本町独自の軽減策においては、該当世帯は直近で何世帯か。また、導入財源 はいくらか。

(答弁) 朝野子育て支援課長

本町では、独自で「18歳未満の児童が3人以上いる世帯」において、第3 子以降にあたる児童については保育料を無料としております。令和4年度の対 象世帯は43世帯、年間の町単独事業費は約1,000万円でございます。

(質問2)

② 0 から 2 歳児の保育料の無償化は、財政面や国の動向を注視する観点から、早期の実現は困難であると考える。そこで段階的な取組として第 1 子の年齢制限の撤廃を先行させてはどうか。これは、これまで第 2 子が半額であったものが、第 1 子が小学校に入学した途端、第 2 子の保育料が全額負担に変わることからの提案である。ご見解をお伺いしたい。

(答弁) 朝野子育て支援課長

現在の国の保育料軽減制度では、2人以上の就学前児童が同時に保育所等へ 通園している場合、第2子の保育料が半額となっております。このため、第1 子が小学生以上の場合は同時通園外となり、保育所に通園する第2子の保育料 は全額負担となります。

令和5年9月現在、このような世帯は20世帯ございます。町独自で保育料を半額に軽減した場合、年額で約400万円が必要となる見込みです。来年度に向け、前向きに検討してまいります。

(質問3)長期休業期間中における児童館の昼食提供について

先日の県内一般報道で、「夏休み 県内学童 昼食提供なし半数超」との見出しが目にとまった。県こども未来局こどもまんなか政策課によると、県内には5月1日時点で学童保育が192箇所ある。把握できている177箇所のうち、昼食を提供しているのは69箇所とあり、4割にも満たないとの内容であった。同じく本年5月、こども家庭庁が、全国1,633の市区町村を対象に、夏休みなどの長期休業中に預かる児童に、何らかのかたちで昼食を提供しているかを調査したところ、自治体が状況を把握している約1万3千箇所の施設のうち、およそ23%にあたる約2,990箇所で「昼食を提供している」との調査結果であった。北島町を含む県内では、保護者が毎日お弁当を持たせたり、他の調達方法で昼食をとるなどが、残りの6割であると推測される。このような背景を踏まえ、次の3点にわたりお伺いしたい。

①児童が何らかのかたちで昼食提供を受けるとなれば、食物アレルギーの問題や、逆に割高になるのでは、という意見も想定される。それらを勘案した上で、これまでに児童館を利用している児童の保護者に、昼食提供に関するアンケート調査をしたことはあるのか。

(答弁) 森本社会福祉課長

児童館登録児童の長期休業中の昼食提供につきまして、アンケートを実施した実績はありませんが、児童の喫食につきましては保護者の関心も高く、さまざまなご意見やご要望があると推察いたします。

ご質問にありました幼稚園と同様の試験的導入につきましては、長期休業中の預かり幼稚園児数と比較して登録人数も多く、ご指摘のようにアレルギー対応の必要な児童も在籍しており、一律実施には課題が多いと考えます。

(質問3)

③今後、本町において長期休業期間中の昼食提供を幼稚園と同様に、児童館に おいても試験的に導入する計画はないか。

(答弁)森本社会福祉課長

昼食提供につきましては、従前より保護者が注文した弁当を配送業者から職 員が預かり、児童に渡すことは可能としております。

今後は、配送に対応出来る業者を検索のうえ保護者にご案内し、弁当の受け 渡しについて再度周知したいと考えております。

(質問3)

②昨年度から幼稚園において、長期休業期間中、限定的な日数で昼食提供を試験導入しているが、発案はどこからのものか。またどのような方法を採用しているのか。

(答弁) 粟田教育委員会事務局長

長期休業中の弁当づくりが負担だという保護者の意見や、完全2年保育開始による預かり保育利用者の増加、また、常に給食提供のある保育園等とのバランスを考慮し、事務局が宅配弁当の試みを行いました。業者の選定につきましては、子ども向けの献立を比較的安価に提供してくれること、周辺自治体の幼稚園の宅配弁当で利用されている事業所であることを条件に選定いたしました。この度の夏季休業中につきましては、事前に保護者から利用日をまとめて申し込んでもらい、園で集金するという方法で実施いたしました。今後とも利用者や園の意見を踏まえ、実施に向けた準備を進めてまいります。

(質問4)食育の一環として「給食ナビ」アプリの導入を

現在、北島町における学校給食の献立は、栄養士監修のもと、バランスのとれたメニューが考案され、幼小中学校や保護者の元へ献立表として毎月配付されている。こどもたちの栄養バランスを昼夜のトータルで考えたとき、外出先から思いついた時にスマートフォンから給食献立を確認できるアプリ「給食ナビ」がある。この「給食ナビ」は、栄養バランスがグラフ化された表示機能もあり、最大のメリットは、現在利用中の献立ソフトとの連携も可能であり、利用者は無料という点である。そこで次の2点にわたりお伺いしたい。

①現在、家庭へ配付している献立表は、毎月何枚程度印刷しているのか。また、 家庭へ配付されるまでの過程について聞きたい。

(答弁)廣瀬給食センター所長

現在家庭へ配付しております献立予定表は給食だよりとして毎月学校、給食センター併せて約2,660枚印刷しております。

家庭へ配付されるまでの過程についてですが、給食センター職員が印刷したのち、毎月の食数を参考に必要枚数を各学校に配付し、そこから子どもを通じて各家庭に配付されております。

(質問4)

②利便性やペーパーレス化が叫ばれている観点から、「給食ナビ」の導入を検討してみてはどうか。

(答弁) 廣瀬給食センター所長

「給食ナビ」の導入を検討してはどうかとのご質問ですが、アプリを導入することは保護者の視点から見てたくさんの利点があると考えます。また行政側から見ても、給食だよりを印刷したり各クラスに配付したりするなどの労力やペーパーレスの観点からも有効であると考えますが、現在契約中の「給食献立作成システム」との連携、学校との連携など多数の協議事項があり、今後、アプリを導入するか、ほかの方法を考えるか、計画的に検討してまいりたいと思っております。

(質問5)行財政改革推進DXについて

国は、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくため、令和2年12月に自治体DX推進計画、令和3年7月には自治体DX推進手順書を公表し、同年9月1日にデジタル庁を発足させた。本町においても総務課内に行財政改革推進室が新設され、議会においても昨年の北見市に引き続き、本年も石川県穴水町へ先進事例の研修を過日終えたところである。そこで本町におけるDX推進についてお伺いしたい。

1) 今後、北島町が目指すDX推進とはどのようなコンセプトで進めていくのか。

(答弁) 藤髙総務課長

本町といたしましては、デジタルは人々のための手段であり、住民サービスの安全・安心で快適な実現を目指すべきものと認識しております。また、組織・制度・職員の変革を進め、住民ニーズの変化や将来的な人口減少や労働力不足にも対応すること、さまざまな取り組みを迅速に、そして段階的に始め、その質を向上させるための改善を重ねていくことが重要であると考えております。

(質問5)

- 2) 自治体DXが、今後更に必要とされる一方で、懸念される課題はどのようなものか。
- 3) デジタル技術の活用で重要なのは、技術の理解ではなく、自治体も住民も双方が技術の使いやすさを実感でき、且つ自治体側の労働力削減につながるこ

とにあると考える。先の②で問うた課題解決も含めて推進協議会を立ち上げて はどうか。

(答弁)藤髙総務課長

2)、3)併せて、答弁させていただきます。

DXとは単なるデジタル化ではなく組織自体の変革であり、十分な人員・予算・権限を配分したうえでトップから職員に至るまでの全員が自分事としてDXを考え実行していくことが重要であると認識しております。

議員ご指摘のとおり「デジタル・トランスフォーメーション推進会議」のような形で実行体制を確保している自治体もあり、その他の事例等も参考としながら本町のDXをさらに推進してまいります。

(質問5)

4)他の自治体ではDX推進事業と平行して、マイナンバーカードを利用して 市町村が発行する住民票や印鑑登録証明書などをいつでもどこでも取得できる コンビニエンス交付サービスを先行させているところもある。このコンビニ交 付のランニングコスト面を勘案すると、それも含めた他の取得方法も模索して いかなければならないと考えるが、実情はどうか。

(答弁) 藤田住民課長

本町において住民票・印鑑登録証明書・戸籍関連証明書を発行するコンビニエンス交付サービスを導入した場合、令和2年度の試算ではありますが経費として5年間で約4,800万円が必要となり、非常に費用対効果が悪く、現時点では導入が難しいと考えております。

しかし、マイナンバーカードの普及拡大に伴い、既に導入している他の自治体からコンビニエンス交付サービスの利用件数も増加してきているとの報告もあります。町民の方の利便性等の向上を図るために行財政改革推進室等と連携し、コンビニエンス交付サービスやオンライン申請を含めた各種証明書の発行のあり方を検討してまいります。

中野真由美議員

(質問1)認知症基本法に係る町行政について

令和5年6月14日、参議院において全会一致で認知症基本法が可決成立い

たしました。これは2年後の2025年には5人に1人が認知症を患うという 調査結果を受け、策定されたものです。そこで北島町の認知症支援・認知症予 防の現状についてお伺いいたします。

1) 北島町で認知症の方は何名いるのか。

(答弁) 亀田地域包括支援センター所長

町で把握している40歳から74歳までの国民健康保険加入者及び75歳以上の後期高齢者医療保険加入者におきまして、認知症の診断を受けている方は、令和4年度につきましては428名となっております。

(質問1)

2) ご家庭で介護をされている方に対し、どのような支援があるのか。(介護者 病時の対応や、介護者の相談窓口・在宅介護者への訪問回数等)

(答弁) 亀田地域包括支援センター所長

ご家族など介護をされている方への支援といたしましては、現在、地域包括 支援センターにおきまして、認知症カフェを毎月開催しており、ご本人も含め、 交流や相談ができる場となっております。

また、徘徊による行方不明時の対応としまして、早期発見や介護者への心身の負担軽減を目的に、見守りシール交付事業や、GPS等機器導入の費用助成を行っております。

相談窓口につきましては、地域包括支援センターの窓口や、町内介護施設の認知症地域支援推進員が、随時対応しているほか、包括支援センターの専門職が、認知症ご本人やご家族の状況に応じてお電話や訪問をし、必要な医療や介護につながるよう支援しております。

(質問1)

3) この法案を受け、市町村に認知症施策推進計画の策定が努力義務とされているが、策定の予定はあるのか。また、策定予定であれば、周知等を図るためにどのような方法を考えているのか。

(答弁)亀田地域包括支援センター所長

現段階で、認知症施策に特化した計画の策定は予定しておりませんが、現在、介護保険事業計画におきまして、認知症施策の現状や計画を盛り込んでいるほか、町のホームページにおきましても、各取り組みを掲載しております。

また、更なる充実化を図るため、今年度はチームオレンジの体制整備を予定しております。この事業の一環で、チーム員として活動していただくための養成講座などを開催し、できるだけ多くの方に認知症について正しく理解していただき、身近なこととして感じていただけるよう、周知啓発に努めてまいります。

(質問1)

4) 現在行っている認知症予防には、どのようなものがあるのか。

(答弁)亀田地域包括支援センター所長

生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが、 認知症の発症を遅らせる可能性として示唆されております。

現在、社会福祉協議会や労働者福祉協会に委託している介護予防事業におきましては、運動・栄養・脳トレーニング等に関する教室を開催し、実践していただくことで、運動習慣の獲得や意識づけ、閉じこもり予防につながるものとなっております。また、地域における通いの場では、住民が主体となって活動することで交流を深め、個々に役割を持ち活躍できる場にもなっており、100歳体操の活動支援や周知を行っております。

(質問1)

5) 認知症について全町民が正しい理解を得るためにどのような取組をしていくのか。

(答弁) 亀田地域包括支援センター所長

現在、各地域の通いの場に包括支援センターの専門職が出向き、認知症サポーター養成講座や認知症に関する出前講座を実施し、認知症や認知症の方に関する正しい理解の普及に努めております。

また、認知症のご本人が活躍する姿を発信し、認知症の方と出会い地域で共に過ごすことが、正しい理解にもつながるものと考えております。今後も、認知症に関する講演会の開催や各地域への巡回教室、町のイベントの機会などを通し、普及啓発活動に取り組んでまいります。

(質問2)マイナンバーカードについて

全国平均を大きく上回る普及率を誇る北島町ですが、このマイナンバーカー ドについてお伺いいたします。

1)マイナンバーカードを使って受けられるサービスと、将来的に考えている

サービスはあるのか。

2)マイナ保険証が普及した場合、乳児医療もマイナンバーカードに利用登録 していく予定はあるのか。

(答弁) 大西危機情報管理課長

1)、2)併せて、答弁させていただきます。

マイナンバーカードを使って受けられるサービスについてですが、マイナンバ ーカードの機能として

- ・顔写真付きの身分証明書やマイナンバーを証明する書類として利用できる。
- ・電子証明書を利用して、オンライン申請が可能である。
- ICチップの空き領域を利用して多目的カードとして利用できる。

などがあり、各自治体によってこれらに関連するサービスを受けることができます。

本町におきましては、マイナポータルから子育てや介護、転入転出などに係る各種行政手続きのオンライン申請が可能であり、住民の方の利便性向上となるよう申請可能な手続きの拡張を進めてまいります。

また、現在進行形ではございますが、健康保険証や乳幼児医療費受給者証などの各種医療費受給者証としての利活用や、公金受取口座の登録により給付金等を迅速に受取可能となるようサービスの展開を進めております。

(質問2)

3)18歳未満のカード取得者は5回目の誕生日に更新手続きが必要となるが、 更新案内の通知は届くのか。また、その周知はどのように行っているのか。

(答弁) 藤田住民課長

18歳未満のマイナンバーカード取得者の有効期間は、発行日から5回目の誕生日までとなっております。この有効期限を迎える方に対して、有効期限の2~3ヶ月前を目途に地方公共団体情報システム機構より有効期限通知書が郵送されます。この有効期限通知書には、更新手続きのご案内等が同封されておりますので、それに従って有効期限内にお住まいの市区町村で手続きをしていだだくようになります。この更新につきましては、新規にマイナンバーカードを交付するときにお伝えするとともに、お渡しする書類にも記載しております。

(質問2)

4)マイナンバーカードの行政事務で、職員が残業等の過重労働になっていないか。

(答弁) 藤田住民課長

本町のマイナンバーカードの交付件数は、令和3年度は2,869件、令和4年度は5,235件で年度中の交付件数が2,366件増加いたしました。開庁時間中はマイナンバーカード交付等の窓口事務や電話対応のみに追われておりました。そのため、職員は時間外で窓口業務以外の通常業務を行い、さらに交付業務を最優先するようにという国からの指導により時間外にマイナンバーカードの交付前設定を行いました。特に、マイナポイント申請対象となる締切間近には、住民課員だけでは対応しきれず、他の課の職員の協力も得て、窓口業務を行いました。また、町民の方の利便性のため、休日臨時窓口も開設いたしました。

現在マイナンバーカードの交付業務は、落ち着いてきております。今後は同 じ年度に多くの方が有効期限を迎え、更新手続きの時期が重なっておりますが、 スムーズにマイナンバーカードの業務ができるよう進めてまいります。

(質問3)児童館における長期休み期間のお弁当について

この質問は5年前の平成31年3月の議会で一度私が質問をさせていただいております。その時点で他自治体の取組みなどを紹介して、保護者負担軽減の提案もさせていただいた事案です。先立って石井町が給食センターを稼働させてお弁当を提供している実情を受けて、再度質問させていただきます。

- 1) 現状、児童館での長期休み期間のお弁当をどのように対応しているのか。
- 2)以前から改善を求めている保護者負担軽減についての、進捗状況はどうか。
- 3) 将来的に給食センターも含め、どのように対応するのか。

(答弁)森本社会福祉課長

1)、2)、3)併せて、答弁させていただきます。

現在、長期休業中の昼食につきましては、登録児童の各家庭からお弁当の持参をお願いしており、家庭のご都合により持参することが困難な場合は、弁当業者等からの配送受け取りも対応しております。

町内児童館では登録人数も多く、アレルギー対応の必要な児童も在籍しており、 児童館での配食実施には課題が多いと考えております。 まずは、配送弁当の受け取りについても可能である旨の保護者に対する周知が十分でないこともありますので、再度お知らせするとともに、弁当配送業者等に問い合わせ、注文に対し対応可能かを調査のうえ保護者へご案内いたします。また、将来的なプランにつきましては教育委員会事務局、給食センターとも情報共有してまいります。

(答弁) 廣瀬給食センター所長

現在の給食センターは、平成元年に建てられ、約35年が経過し、老朽化もかなり進んでおります。

現在の衛生管理基準に基づき、長期休業を待って施設の修繕や整備、機器のメンテナンス等を行っており、この作業に膨大な手間と時間をかけざるを得ない状況であり、2学期以降も安心、安全な学校給食を提供できるよう、日々業務に当たっております。また現在の給食センターの既存の設備や建物の問題だけでなく、検討すべき課題が多く、早期に対応することは難しいと考えておりますが、関係各課と協議してまいりたいと思っております。

增谷禎通議員

(質問1)教育問題について

1) 道路交通法が改正されて、自転車の運転にも罰則が導入された。中学生といえども交通違反は適用され、重大な交通違反には、罰金が科せられるようになったが、通学指導はどのように行っているか、教育長の答弁を求めたい。

(答弁)粟田教育委員会事務局長

中学校での交通指導につきましては、大半の生徒が自転車通学をしていることもあり、年度初めの交通安全教室や全校集会での講話など機会を捉えて指導しております。また、教職員による登下校の立哨指導も行っております。

今年4月より努力義務となったヘルメットの着用につきましても指導を徹底してまいります。

(質問1)

2)国際交流事業は、今年オーストラリアで開催された。私は開催に当たって、 相互交流のできる学校を選ぶように提案をしてきた。ところが今回は小学校に 派遣されたという。今後の相互交流などは考えないのか聞きたい。教育長の見 解を求めたい。

3) 国際交流事業は、参加する生徒だけのものになってはいけない。中学校全体ひいては、町民のホームステイ受入れなども考えて、学校選定すべきであると考えるが、町長並びに教育長の見解を求めたい。

(答弁)粟田教育委員会事務局長

2)、3)併せて、答弁させていただきます。

今年度は新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたこともあり、日本からのオーストラリアへの留学や研修が増加しております。今回につきましては、初めてのオーストラリア研修となるため、治安や移動時間、日本人の受け入れ 実績等を優先し、学校選定を行いました。

今後は、在籍者の年齢等も考慮し、学校間相互交流にむけ学校選定をしてまいりたいと考えております。

(質問1)

4) 北島町は、旧吉野川や今切川に囲まれた環境にある。この川を生かした町づくりの一貫として、北島中学校にボート部をつくるべきであると考える。以前は、徳島大学のボート部が練習する風景もあった。北島町発展のために、川に親しむスポーツを取り入れるべきであると考えるが、教育長の見解を求めたい。

(答弁)粟田教育委員会事務局長

ご提案いただきました中学校にボート部をつくることにつきましては、環境 面の整備、指導者の配置、必要な備品など課題が多く、困難であると考えてお ります。

しかし、議員のおっしゃるとおり川に囲まれた地理的条件を町づくりに生かすことは大切なことです。現在、教育委員会では川を生かした事業として、北島町ライオンズクラブが主催するカヌー体験教室の費用補助を行っております。今年度は残念ながら増水のため中止となりましたが、今後も川に親しむ機会をつくっていけるよう取り組んでまいります。

(質問2)ボランティアポイント制度問題について

1) こども食堂の開催や、じいちゃんばあちゃん孫食堂、東高房わっしょい広場、百歳体操など、ボランティア活動も活発になってきた。現在、健康保険課

やNPO法人で、ボランティアポイント制度が検討されている。北島町における現状を聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。

- 2) 国も介護予防や福祉の観点から、ボランティアポイント制度の確立を図って行く方向にある。特に、ホームヘルパーの高齢化に伴い、事業所の閉鎖も増えている。ボランティアの協力をいただかなければならない時期にきていると思うが、北島町は今後どのように進めて行くのか、担当課長の答弁を求めたい。
- 3) ボランティア活動をまとめるNPO法人などの活動拠点が必要であると考える。北島町として、国や県の補助制度などを活用して拠点づくりを検討してはどうか、担当課長の答弁を求めたい。
- 4) ボランティアポイント制度は、明確な規定と、今後の持続性がなければ、 成り立たないと思うが、担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 井住健康保険課長

1) から4) について、併せて、答弁させていただきます。

現在、本町では重層的支援体制の整備に向け、地域課題の抽出や関係部署・関係機関での連携づくりを進めているところであります。

特に地域課題の抽出につきましては、NPO法人に配置しておりますコーディネーターが地域に出向き、地域での住民活動やボランティア活動等の把握・支援を行ってまいりました。

地域課題の抽出を進めるなかで、これまで把握できていなかったさまざまな住民活動やボランティア活動、地域で活躍する人材・企業などと出会い、これからの地域づくりに向けた新たな取り組みについてコーディネーターと共に検討を進めているところであります。

このような状況のなか、行政・住民・企業などが協働で住民活動やボランティア活動を支えるためのプラットホーム「まちのコラボステーション」の立ち上げが提案され、高齢者や障がい者、子育てといった幅広い支援に向けた持続可能な担い手及び組織づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、これらの活動に関わっていただける方へのボランティアポイント制度 のルール作りにつきましても今後検討していく予定となっております。

なお、NPO法人等の運営や活動にかかる経費につきまして、事業内容等に より国などから補助制度を活用できる場合もあると思いますので、積極的な情 報収集に努めてまいります。

(質問2)

5) ボランティア保険は、社会福祉協議会を通して加入することになっているが、その補償はどのようになっているか聞きたい。担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 森本社会福祉課長

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中のさまざまな事故にケガ、損害賠償責任を補償する保険で、ボランティア個人、またはボランティアグループなどが加入申込人となり全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約保険です。

補償対象となる条件は、社会福祉協議会に届け出た活動、もしくは委嘱された活動等で、ボランティア活動中の事故により死傷された場合や、事故などにより他人にけがを負わせた・他人の物を壊した等、法律上の損害賠償責任を負わされた場合への対応となっております。

基本プラン保険料として1名あたり年間保険料350円で死亡保険金、後遺障害保険金については上限1,040万円、入院保険金日額6,500円等、また賠償責任については上限5億円までが補償される内容となっており、ご質問のボランティアポイント制度に関する活動にも、利用いただけます。また、有償ボランティアや一日単位ボランティア活動に対応する保険もございますので、併せてご案内させていただきます。

(質問3)生活支援問題について

1)物価高騰が続いている。国や県の支援補助金等がある。徳新報道によると、 北島町は6,343万円の交付金が配分されている。9月補正で、商品券事業 や、高齢者商品券として支出されているが、藍住町などは交付金の倍の予算を 組んでいる。町長の見解を求めたい。

(答弁) 中西まちみらい課長

国から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、6,34 3万円が交付限度額として通知されております。今回の補正予算で、北島町プレミアム付き商品券事業への補助金(2,335万円)と北島町物価高騰対策高齢者商品券配布事業補助金(3,410万円)をそれぞれ計上しております。また、高齢者商品券配布事業の郵送代として別途160万3千円を計上してお り、商品券事業関係で合計約5,900万円を計上しております。

そのほか、学校給食費補助事業として当初予算で1,000万円を計上して おり、こちらにつきましても今回の交付金を充当する予定であります。

現在の町の施策としては以上になりますが、追加で事業を実施することも可能であるため、社会情勢を鑑みながら必要に応じて事業の実施を検討したいと考えております。

(質問3)

2) 北島町は、以前のように国の公表がないので、コロナ感染者の状況は把握できないが、ワクチン接種など、感染者の支援、後遺症対策はどのようにしているのか、担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 井住健康保険課長

新型コロナウイルスに感染した後、治療や療養が終了したにもかかわらず、 後遺症状等に悩む方がいることが分かってきております。

代表的な症状としましては「倦怠感などの全身症状」「咳・息切れなどの呼吸器症状」「記憶障害や集中力低下などの精神・神経症状」「味覚障害や脱毛などその他の症状」などがあるようです。徳島県では気になる症状が数週間続き、日常生活や仕事・学業に支障をきたす場合は、かかりつけ医またはコロナ後遺症について受診できる医療機関「後遺症対応医療機関」への受診の勧奨を行っております。

なお、新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合、その 健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認めたときは、 「健康被害救済制度」により市町村が給付を行うこととなっております。

(質問4) ひょうたん夏祭り問題について

1) 今年も盛大にひょうたん夏祭りが開催された。最大のイベントは花火の打ち上げである。予算の関係で打ち上げ数が少ない。そこで提案であるが、その年に亡くなった方を供養する慰霊花火として、金額を設定し募集をしてはどうか、検討いただきたい。担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 中西まちみらい課長

花火の打ち上げ発数としましては、令和4年度と同じく500発の花火を打ち上げました。ただし、物価高騰により費用としては、前年度から約1割程度

増加しております。今回の夏まつりから実施した協賛金の募集や、有料サポーター席の設置による収入により、夏まつりに係る経費の一部を補うことができました。

花火の発数を増やしたり、まつりのイベントを充実させるために、今後もさまざまな手法により収入源を確保することが重要になってくると思われますので、今後の実行委員会において、ご提案いただいた慰霊花火につきましても検討していきたいと考えております。

(質問4)

2) 慰霊花火と同時に、徳島市でも行っている灯籠流しについても検討してはどうか、担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 中西まちみらい課長

灯籠流しの実施につきましては、関係機関特に国土交通省等の協力や回収等 に係る費用の捻出が課題になってくるかと思われます。また、灯籠流しを安全 に実施できる場所の確保も必要であると思われるため、近隣の状況や他県での 事例を参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

(質問5)最終処分場廃止について

- 1) 最終処分場埋立処分終了について、昨年の予算決算の資料によると、徳島県の条件は余りにも常識外れである。私の記憶によると、最終処分場の建設には、国土交通省の厳しい基準に基づいて建設したと記憶している。当時の設計図などは残っていないのか、町長の見解を求めたい。
- 2) 松茂町の最終処分場も、北島町の最終処分場に埋め立てられていたゴミを 移設した北島組のアスコンの処分場なども、十数年前に廃止になり駐車場になっている。県の担当者を呼んで交渉できないか、町長の見解を求めたい。(答弁)

(答弁)藤田清掃センター所長

1)、2) につきまして、併せて答弁させていただきます。

昭和60年建設当時の工事設計書等は保存しております。

県の担当者との協議では、「水質が安定しており、かつ廃止基準に適合していれば廃止できる」とのことであります。廃止基準にある構造基準に適合しているかどうかにつきましては、擁壁の構造計算や地質調査などを専門のコンサルタントに委託する必要があるため予算化を進めております。また、適合基準に

適合していない場合は補修等に費用と時間が必要となってまいります。

最終処分場の廃止手続きと並行し、処分場の上部を整備し公園等として有効 利用できるよう徳島県と協議してまいります。

(質問6)庁舎改築問題について

1) デジタル化や人口増による職員の増加及び業務の多様化等で、庁舎スペースが狭くなってきている。耐震化補強以降かなり年数も経過した。北側に増築を検討してはどうか、町長の見解を求めたい。

(答弁) 藤髙総務課長

議員ご指摘のとおり、人口増や地方分権の推進による事務量の増加等、また 多様なニーズに応えるため利用者に使いやすく、また、機能的であることが求 められていると考えております。

しかしながら、現在の総合庁舎につきましては、建築基準法56条の2による日影規制に対して「既存不適格」状態となっております。既存不適格とは建物の完成後の法令改正により、現行法に対して適法ではない状態となった建物のことをいい、今後、建物を増築するなどの場合には、周辺の住居環境を害するおそれがないと認めてもらうための審査を受ける必要があります。この審査は、処理に日数を多く要し、また、申請により必ずしも許可されるものではないものとなっております。従いまして、現在の庁舎の増築工事を行うことにつきましては、課題が多いものと認識しております。

(質問6)

2) 耐震化補強時にも検討課題であったが、予算の都合とスペースの問題で、トイレなど水回りの整備ができなかった。 5 階~ 7 階は公民館スペースで文化交流の会場でもある。トイレは古くなり、匂いもかなりきつくなっている。整備が必要であると考えるが、担当課長の答弁を求めたい。

(答弁) 藤髙総務課長

庁舎トイレにつきましては、ご指摘のとおり老朽化が進行しており、課題が あるものと認識しております。

ご提案のトイレの改修につきましては、財政状況等も勘案しながら、現状に 応じた必要な箇所での改修や庁舎の建て替え等の選択肢も含め、その方向性を 幅広いご意見を踏まえ、検討してまいります。